

重田委員提出資料

第 8 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 22 年 6 月 30 日)

2010年6月30日

第8回建築基準法の見直しに関する検討会

テーマ「構造計算適合性判定制度」についての追加意見

全国建設労働組合総連合 設計連会長
重田尚宏

要 旨

■ 住居系木造の適判対象範囲の見直しの検討

軒高9M、高さ13Mの規定について

《軒高を10Mに・・・》

都市部の狭小土地に、木造3階建の住宅を建設することが多くあります。その中で、建て主の要望として、天井高さを高くして欲しいということが最近多くなっています。木造3階建てだと、階高は、3M+3M+3Mとなり、軒高9M以下の範囲になって、適合判定の対象にはなりません。しかし、最近では、身長も高くなり、内法寸法は1.8Mから、2.1M 天井高も2.4Mから2.7Mにと高くなっています。その場合の階高は、3Mでは対応できません。どれか一つの階の階高を4Mとすれば、可能になります。すると、軒高は10Mとなってしまい、適合判定の対象になります。適合判定の対象になりますと、経済的負担が増え、時間も掛り、建主の理解が得られないのが実情です。

又、住居系の算定荷重は(180、130、60kg/m²)他の用途と比べて最も小さい設定ですので、安全性は比較的問題ないと思われま

す。市場の規格材も、3M材、4M材ですので、無駄な切り落としのない10Mが適当ではないかと思われま

す。非住居系建物は、このような必然性がないので、現行の軒高9Mのまま、いいと思います。

そこで、軒高10Mまで、改善して頂きたいと思ひます